

# 都民連 だより

春号

令和6年4月  
(第59巻4号)

特集

認知症高齢者への支援  
-希望と尊厳をもって暮らせる  
共生社会の実現を目指して- … p2

新!強化方策活動紹介 …… p4

都民連通信  
「令和6年度事業計画・予算」… p6

キラリ☆この人/  
東社協コーナー …………… p7

活動記録あれこれ/  
ご当地ミンジーを探せ!/  
編集後記 …………… p8



写真提供：東京都北区

「飛鳥山公園」交通アクセス：JR京東北線「王子駅」より徒歩すぐ  
都電荒川線「飛鳥山駅」「王子駅前」より徒歩すぐ  
東京メトロ南北線「王子駅」1番出口より徒歩3分

民生児童委員が感じた

東京の  
“季節”

## 飛鳥山公園の桜並木（北区）

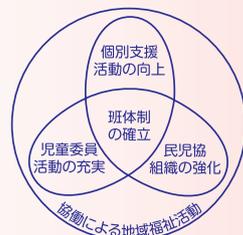
東京に唯一残る都電荒川線は、沿線に桜の名所が多いことから、「東京さくらトラム」の愛称で親しまれています。中でも桜の名所として有名な「飛鳥山公園」には、ソメイヨシノやサトザクラなど、約600本が植えられており、3月下旬から4月上旬の満開の時期には、車窓からも華やかな景色が楽しめます。

また、園内には「渋沢史料館」「紙の博物館」「北区飛鳥山博物館」3つの博物館があります。「渋沢史料館」は、その名の通り渋沢栄一氏が飛鳥山に邸を構えていたことに由縁し、旧邸跡の一部である旧渋沢庭園には、大正時代の貴重な建物が残されています。飛鳥山公園では豊かな自然と歴史・文化を身近に感じることができます。



東京版 活動強化方策スローガン

「仲間とつくる地域のつながり」



# 認知症高齢者への支援

-希望と尊厳をもって暮らせる  
共生社会の実現を目指して-



厚生労働省の推計によれば、認知症の人は年々増加し、団塊の世代が全て75歳以上となる2025（令和7）年にはおよそ700万人、高齢者の約5人に1人が認知症になると予測されています。

こうした背景のもと、令和6年1月1日、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。

今号では本法の理念や施策の方向性を確認し、民生児童委員としてどのような関わりができるのか考えます。

## 認知症基本法の7つの基本理念（ポイント）

- ① 本人の意思の尊重（自らの意思による生活）
- ② 国民の理解促進
- ③ バリアフリー化の推進と意見表明や社会参画の機会の確保
- ④ 切れ目のないサービスの提供
- ⑤ 家族への支援
- ⑥ 予防、リハビリテーション等の研究促進と活用
- ⑦ 教育、地域づくり等関連分野の総合的な取り組み

## 認知症になっても互いに支え合える地域

本年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」は、認知症の人が尊厳を保持し、希望をもって生活を送れるようにするための法律で、認知症の人も含めた全

ての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指しています。

認知症施策の基本理念は7つの項目に整理され（下表）、今後、国や都道府県・区市町村で行われる施策は、全てこの理念に基づいて計画・実施されていくこととなります。

## 国民全員が認知症の正しい知識・理解を深める

同法第8条には、「国民の責務として、認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深める、共生社会の実現に寄与する努力義務が明記されました。認知症の人の家族や支援者に限らず、国民全員が認知症の問題を「我が事」と受け止め、学び合うことが求められています。

と受け止め、学び合うことが求められています。

世田谷区では、国に先行して、認知症当事者3名が検討に参画した「認知症とともに生きる希望条例」を2020年に施行しました。

「認知症になつてからも自分らしく暮らすことができ、るまち」の実現に向けて、認知症のご本人をはじめとする多くの関係者とさまざまな取り組みを進めています。民生児童委員は、「お互いさまの気持ちを持った見守り」に協力しています。

「全てのことを忘れてしまふ」「攻撃的になる」などの偏見や無理解は「認知症であることを知られたくない」「他者に迷惑をかけることが心配で外出できない

9月21日は認知症の日、9月は認知症月間と定められました。こうした機会に住民向けイベントを行うのも一案ですね。



い」など、当事者や家族の不安を強め孤立につながります。

行政や関係機関とも協力しながら、改めて、住民の理解促進に向けた取り組みを進めましょう。

## 小中学生に対する認知症サポーター養成講座



▲ 補装具を着けての体験学習で気付きを共有

板橋区成増地区、高島平地区の民生児童委員は地域包括支援センターが主催する小中学生対象の認知症サポーター養成講座に協力しています。祖父母と同居していない生徒が9割以上を占め、加齢による体力の衰えや認知症を知る機会がないという状況を踏まえ始めました。車椅子体験や、



▲ オレンジカフェでは折り紙で季節に合った作品づくりも実施

すぐろくを活用した学びなど体験型のプログラムで介助を要するポイントを実感できるのが特徴。受講後には「認知症かな? という人を見掛けたら優しく声を掛けてあげたい」との声も聞かれ、子どもたちの理解が深まっています。

### 参画の機会の確保と工夫

同法の基本理念の3つ目に「社会参画の機会の確保」があります。

「認知症になっても社会とつながってほしい」「誰かの役に立ちたい」「働きたい」という思いは多くの当事者が持っています。今後、自治体や民間でどのよ

うな形で認知症の方の参加が可能か検討されていくものと考えられますが、民生児童委員が直接関わる場面としては高齢者サロン等に代表される地域の居場所づくりが挙げられます。

### 本人も家族も楽しく

#### リラクセスできる空間を

小平市第一地区民児協の委員の一部は地域包括支援センター主催の「オレンジカフェ」に協力しています。認知症当事者や家族、地域住民が集う場です。認知症になって不安を抱えている当事者は、本人同士だからこそ安心して気軽に本音を話すことができます。これは家族も同様で、同じような悩みを抱える仲間との会話が心がほっと軽くなり、リフレッシュできると好評です。

### 家族を支えるために

同法の基本理念5つ目には「家族への支援」が挙げ

られています。家族の気持ちに寄り添い、支えていくために、留意したいことについて、事例をもとに考えていきましょう。

#### 「中村さんのケース」

- ・ 和子さん(83歳)と息子(52歳)の2人暮らし。
- ・ ある日、隣家の橘さんから「和子さんが毎日何度も日付を聞きに来る。話もかみ合わない。認知症が心配で、息子さんに話したが『母は大丈夫』と言われた」との話を聞く。
- ・ 中村さん宅は高齢者調査を機に、年2回ほど訪問していたので自宅

に伺うと、家の中は乱雑で、和子さんは「泥棒が来て困る」と言う。服装も季節に合わず、やはりおかしいと感じる。

・ 民生児童委員は支援につなぎたいと考えたが、息子さんは「物忘れが激しいだけ。認知症ではない。放っておいてほしい」と介入を拒否している。

家族が認知症かもしれないと気付いた時、あるいは診断を受けた時には誰もがショックを受け、戸惑います。「家族が反対し制度に馴染めない」という例も多く聞かれますが、本人や家

族のペースに合わせた対応が求められます。

家族は4つの心理的ステップをたどると言われ(左図)、介入を急ぎすぎないことも重要です。地域包括支援センター等に情報提供の上、相談・連携しながら、誰が、どのような機会に働き掛けることができるか、検討しましょう。

また、支援につながった後も、家族は慣れない介護による疲労や自分の時間を持てない閉塞感などを抱えやすい状況にあります。家族の気持ちを地域で受け止め、支援できる体制づくりにも協力していきましょう。

### 家族がたどる心理的ステップ

#### 1 戸惑い・否定

- 不可解な言動に戸惑い、否定しようとする
- 他の家族にすら打ち明けられず悩む

#### 2 混乱・怒り・拒絶

- 認知症の理解不足から対応がわからず苛立つ
- 精神的・身体的にも最もつらい時期

#### 3 割り切り

- 怒ったりイライラしても仕方がないと割り切る
- 症状は同じでも問題(負担感等)は軽くなる

#### 4 受容

- 認知症である家族をあるがままに受け入れられるようになる

自分が認知症になったら、どんな地域に住みたいか、一人ひとりが考え、取り組んでいくことが大切です!



新!

# 強化方策活動紹介

今号の  
テーマ

災害に備える

令和8年度までの重点事業である「東京版 活動強化方策」に引き付けて、各地区の  
実践活動の参考となるよう、都内民児協をはじめ、他県民児協の取り組みや関係機関  
の事業等をご紹介します。

## 東京版 活動強化方策の 5本の柱

- ① 支援力を高める  
〔個別支援活動の向上〕
- ② チームで動く  
〔班体制の確立〕
- ③ 組織を活かす  
〔民児協組織の強化〕
- ④ 子どもを育む  
〔児童委員活動の充実〕
- ⑤ 地域をむすぶ  
〔協働による地域福祉活動〕

### 柱 5

#### 地域連携で取り組む 災害への備え

墨田区民児協

荒川や隅田川などの河川に囲まれる墨田区は、水害リスクが高く、また、北部では老朽化した木造住宅が密集していることから地震による家屋崩壊も心配されています。そこで、墨田区では平時からの地域連携に力を入れ、地域住民が災害時に助け合う仕組みとして、町会や自治会などの

住民防災組織の中で要配慮者サポート隊（以下、サポート隊）を結成しています。

サポート隊の役割は、平常時には要配慮者個別支援プランの作成や防災訓練、災害時には避難誘導や生活支援などがあります。要配慮者個別支援プランの作成には要配慮者情報の把握が必要になり、この情報把握には2つの方法があります。1つは、回覧板や口コミなどでサポート隊の周知を行い、本人からの



▲ 要配慮者サポート隊  
要配慮者の避難誘導訓練の様子

申し出により把握する方法。もう1つは、民生児童委員が日頃の見守り活動で接する要配慮者に個人情報開示の同意を取り、サポート隊へ情報共有することです。

また、民生児童委員とサポート隊は連携し、要配慮者の安否確認や支援活動を行っています。実

際に東日本大震災の時は、区からの「65歳以上の高齢者の安否確認をしてほしい」という要望に、両者で協力して対応しました。民生児童委員だけでなく地域全体で要配慮者を把握することで支援の効率化を図っています。

その他、荒川沿いの地域の民生児童委員主体で、区の災害リスクや個人にできることを学び合う研修会を実施しています。

さらに、全委員が災害



▲ マニュアル「災害時対応の心得」  
関係機関の連絡先や災害直後の行動について記載しています

時、スムーズな初期対応ができるようにA3サイズ1枚のコンパクトなマニュアル「災害時対応の心得」を携帯し、日頃から災害に備えています。地域住民と共に災害に對する意識を高め、地域で助け合う仕組みを今後も広げていきたいと考えています。



### 柱③

## 災害時対応 マニュアルの見直し

― 東村山市民児協 ―

東村山市民児協では、10年ほど前に市役所防災担当課の協力を得て、民生児童委員の災害対応マニュアルを作成しました。その後も数年ごとに細かな更新をしてきましたが、近年の災害状況や改訂された全民児連の指針等を踏まえ、改めて内容を見直す必要を感じました。例えば、発災時の安否確認のあり方について、実際に地震の被害に遭った他自治体の様子を調べると、現在のマニュアル通りに活動することは難しいと考えられます。また、市の防災訓練への参加を通して見えてきた課題もありました。



▲ 全委員が持っているマニュアルとヘルメット

見を取り入れながら民児協全体で考えていこうと単位民児協ごとに有志を募り、令和6年3月に「災害対応検討委員会」を発足しました。最新の全民児連の指針や他地区の取り組みを参考にしながら実態に即したものにすべく動き始めており、関係機関とも調整しながら検討を進めたいと考えています。

マニュアルだけでなく、安

全確保と支援協力を備えて、令和3年度から折り畳みヘルメットを全委員に配布している東村山市民児協。これからの災害への備えを推進していきます。

### 柱①・⑤

## 災害に備えた 取り組み

― 島根県松江市法吉地区 ―

島根県松江市法吉地区社会福祉協議会には、災害時に地域で助け合う仕組みがあります。ひとり暮らし高齢者や障がい者などの要配慮者を「おねがい会員」、民生児童委員や自治体、近隣住民などの支援者を「まかせて会員」とし、1人のおねがい会員に、3人のまかせて会員を調整して、災害時の安否確認や日常的な見守りを行うものです。

毎年、両者合同で行う防災訓練では、心臓マッサージやトイレカー体験、ベッド作りなどを通して、互いにコミュニケーションを取りながら信頼関係を築いています。さらに、民生児童委員と主任児童委員を中心に実施する親子サロン「ひよこ学級」でも、災害に備えた取り組みがあります。防災食の手作り体験ができる防災教室をはじめ、節分時の豆まき大会では、まく用の豆を新聞紙で作って、本物の豆は「災害が来た時に食べられるようにかばんに入れておいてね」と渡しています。発災直後は、食料の安定的な確保が難しいため、タンパク質豊富で保存がきく豆を非常食として常備しておいてほしいという思いを込めています。

今後も、災害に備えた取り組みを考え、地域全体で災害意識を高めていきたいと思えます。



▲ 豆まき大会の様子



▲ 防災訓練 トイレカー体験の様子

令和6年度  
事業計画・予算

令和6年3月14日、なかのZERO大ホールにて令和5年度第2回協議員総会が開催されました。事業計画・予算が承認されましたので、重点事業を中心に紹介致します。別紙には全事業を掲載しておりますので、併せてご覧ください。



令和6年度は一斉改選後の新体制となつてから2年目となる中間年です。コロナ禍で縮小を余儀なくされた活動が再開され、改めて活動の原点や役割と向き合い、身近な相談相手として地域に暮らす強みを生かせるよう仲間と共に取り組んでいくことが求められています。

ます。

東京都民生児童委員連合会（以下、本会）としては、「東京版活動強化方策」に基づき各種事業を着実に遂行する中で、委員一人ひとりが活動しやすい環境づくりを進めます。

民児協組織の活性化

毎月行う常任協議員会（各区市郡支庁民児協会長が参加）において、年4回ブロック協議を行い、地域の実情や活動上の課題について情報交換を行います。

また、強化方策の柱の一つである「班活動」の全般的な進展も目指します。地



▲小平市 班活動の様子

域では活動が再開したものの、コロナ前の活動を知らない委員からは戸惑いの声も聞かれます。そうした時、班で先輩委員の経験や工夫、活動の意義を共有し、心配事を解消していくことで負担感を軽減し、生き生きと活動に取り組むことをねらいとしています。また、平時のみならず災害時も、連絡や被災状況の共有がしやすいなどの利点も見えてきました。今期の指定民児協事業では「災害に備える班活動」（大島町）と「活動環境整備と民児協組織の強化（デジタル機器の活用を通して）」（立川市）をテーマとしており、引き続き、班活動のさらなる推進に向けた実践・検証

を行います。

児童委員活動の充実



令和6年1月に主任児童委員制度創設30周年を迎え、また4月にはこども家庭庁発足から1年が経過しました。子育て家庭を取り巻く現状は、依然として、虐待やひとり親家庭の貧困問題等が大きな課題であり、またヤングケアラーや外国にルーツを持つ子どもなどさまざまな問題も顕在化しています。都内1万人余の委員全員が「児童委員」であることを改めて意識し、関係機関・団体と連携して支援に当たれるよう、協議員研修や受託研修等において児童分野の諸課題を取り上げます。



▲日野市 赤ちゃん訪問の様子

重層的な普及・啓発活動

5月の活動強化週間では、都内各地区の役所前を通るバスの一部にステッカー広告を掲載します。また、各地区で行うパネル展や駅頭活動等を支援するため、オリジナルグッズの製作・配布、コミュニティバス等に掲載するポスターデザインの提供を行います。



▲令和6年度ポスターデザイン

さらに、各地区民児協の協力の下「一日民生委員・児童委員」活動を全都で一斉に実施します。首長等を委嘱し、パネル展等にご協力いただくことで、より一層注目されることを期待します。本会では、委嘱状やたすきを準備するほか、ホームページの掲載や報道機関への働き掛けにより、活動への正しい理解の促進に努めます。

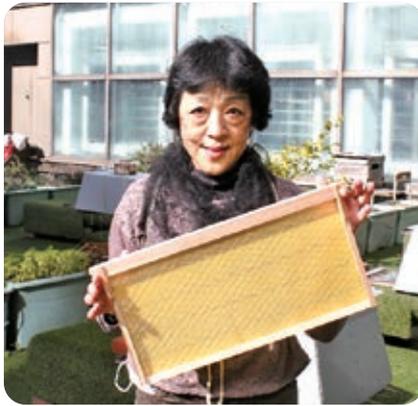
# キラリ

# この人

## 地元愛と蜜蜂愛

港区赤坂にあるTBS放送センターの屋上で蜜蜂を飼育する「TBS赤坂みつばちプロジェクト」のボランティアの一員として10年以上活動している渡邊さん。手に持っているのは蜂の巣の土台となる巣礎(すそ)といい、この上に作られた巣からはちみつを採集します。「その時の甘い香りが最高!今年も春が来たと思う瞬間です」とにこやかに話します。

子どもの頃から虫が大好きだった渡邊さんは、知人からの誘いに



港区民生児童委員  
わたなべりか  
**渡邊 里加さん**

即座にうなずき、飼育ボランティアを引き受けました。活動では養蜂家の指導の下、蜜蜂のお世話をするだけでなく、授業等で子どもたちが見学に来た時の手伝いをすることも。最初は「蜂が怖い」「虫は嫌だ」と言っていた子が、説明を聞き、渡邊さんたちのサポート

を受けながら蜜蜂に近づき触れ合うと、最後には「楽しかった!」と帰る様子をたくさん見ました。「実際に接すると、蜂たちも頑張っていることが分かるのだと思う」と、座学だけでなく、体験する大切さを感じています。

最近プロジェクトの協力者が増えたこともあり、足を運ぶ回数が減りましたが、時折顔を出しています。「蜂が好きだし、ボランティアの仲間も素敵な人ばかり。何より地元愛かしら!」。地域にも蜜蜂にも、優しいまなざしを注ぎ続けます。



## 東社協 コーナー



東京の地域福祉の動きや調査結果などをお伝えします。

### 一人ひとりが安心して暮らし続けるために～住宅確保要配慮者に対する取り組みのいま

民生児童委員活動の中で、住まいに関する相談を受けたことはありませんか? 高齢者や障がい者、低額所得者、子育て世帯などの住宅の確保に配慮が必要な人のことを「住宅確保要配慮者」といいます。高齢化社会に加え、単身世帯も増加する中、住まいのサポートが必要な人は今後増えていくといえます。

こうした住宅確保要配慮者が、なるべくスムーズに民間賃貸住宅に入居ができるように、住まいの情報提供や相談、見守りなどの生活支援を実施している法人を「居住支援法人」といいます。社会福祉法人やNPO法人などの非営利団体をはじめ、居住支援を目的とする株式会社等が、都道府県から指定を受けて活動しています。

居住支援法人には、住まいを探す本人からのほかに、社会福祉協議会やケアマネジャー、民生児童委員や自治体など地域の関係機関や支援者からも相談

が寄せられています。相談の状況に応じて、一緒に住まいを探したり、法人が自ら借り上げた部屋を低価格な家賃で提供したりするなど、“安心できる住まい”を共に探していきます。また、住まいを確保するだけでなく、入居者と地域との関係づくりなど地域と接点を持てるように働き掛けを行っていたり、大家さんや不動産会社が住宅を貸す上で感じる不安に寄り添い、賃貸人の安心につながる取り組みを進めている法人もあります。

今後、認知症の方や身寄りのない高齢者も増える中、居住支援法人だけでなく、地域のさまざまな団体や支援者がネットワークを築き、一人ひとりの安心した暮らしを共に支えていくことが求められます。

詳細は「ふくし実践ポータルサイト」よりお読みいただけます!



※東社協コーナーは、今号をもって終了致します。

# 活動記録

## あれこれ

### 「主訴を捉えて記入しましょう-相談・支援件数の分類」

「相談・支援件数」の内容ごとの分類の仕方に迷われたことはありませんか？記入する際は、地域住民のどんな困り事に関する相談・支援なのか、その内容の中心的事（主訴）に着目するようにしましょう。

見守り訪問は、近所に住む高齢者の健康状態を把握したり、コミュニケーションをとって互いに顔見知りとなる良い機会です。世間話から相談に移行した場合も、忘れずに「相談・支援件数」に記入してください。	相談・支援件数		訪問回数	活動日数
	内容	分野	訪問・連絡活動(7)	
活動概要				
(例1) 高齢者Aさんを見守り訪問。「最近、電球の交換が難しくなって…」と相談があった。 ▶この段階では「内容別」の分類は困難であり、この後に続く内容に応じて判断する。				
お願いできるサービスはないかと相談された。	(1)	(16)	—	○
体力の衰えを感じ、健康面に不安があると相談された。	(3)	(16)	—	○
居間の電球が切れてしまい困っている、何とかしてほしいと言われ、やむを得ずその場で取り換えて差し上げた。	(13)	(16)	—	○
(例2) 高齢者Bさんを見守り訪問。「介護保険制度について知りたい」「アパートの階上に住む人の足音がうるさくて困っている」との話があった。▶2段書きする				
Bさん宅を見守り訪問。「介護保険制度について知りたい」と相談を受けた。	(2)	(16)	—	○
その際、「アパートの階上に住む人の足音がうるさくて困っている」との話もあった。	(10)	(16)		

#### 【記入のポイント】

- (例1) ⇒ 安否確認・様子見が目的の訪問は訪問回数「訪問・連絡活動(7)」に記入します。介護保険関連を除くサービスの相談については(1)、介護保険および母子保健に関するものを除く相談は(3)に分類します。また、電球の交換という軽易な日常生活に関する支援を行った際は(13)に記入します。
- (例2) ⇒ 相談・支援の内容が一つにまとまらない場合は、記入を2段に分け、それぞれ概要を記入・分類します。この時、訪問回数ならびに活動日数の付け方に注意しましょう(1つの段のみに記入)。介護保険サービスに関わる相談は(2)に分類します。

どこに  
いるのかな？

ご当地  
ミンジー  
を探せ！

東京で平成23年に誕生したミンジーは、全国の民児協でも大活躍中！現在、17府県市のご当地ミンジーがいます。今回ご紹介するのは茨城県のご当地ミンジー。本紙のどこかに隠れているので、ぜひ探してみてくださいね！

#### 第4回 ミンジーの印籠は…バラの花!? ~茨城県~



いばらきミンジーは、県のシンボルカラー「茨城ブルー」の鮮やかな着物を身にまとい、手にはかの有名な水戸黄門にちなんだ、印籠を持っています。よく見ると、ミンジーの印籠に描かれているのは、三つ葉葵ではなくバラの花！バラの花は茨城県の花として、県章にも描かれているそうですよ🌸

#### ・編集委員

佐藤 せつ子 (港区) 倉田 ゆかり (北区)  
井出 満寿美 (大田区) 名取 貴子 (練馬区)  
山岸 早苗 (江戸川区) 武田 洋子 (稲城市)  
宮崎 邦子 (国分市) 井出 亜紀 (西東京市)  
高橋 悦子 (武蔵村山市)

・編集協力 中村 喜美子 (都民連副会長: 都民連だより担当)

#### ・編集後記

江戸の時代より人々に親しまれた飛鳥山公園の桜。今も走り続ける都電。今号の表紙は、時代の流れ、人の世の流れを見ることができるとはいいのでしょうか。また、新！強化方策活動紹介では、各地区の災害対策の具体的な取り組みから、多くのヒントをいただきました。末尾になりましたが、今回取材にご協力くださいました皆さまに心より感謝申し上げます。  
山岸 早苗

#### ・発行

東京都民生児童委員連合会  
〒162-0823 新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 4F  
TEL: 03 (3235) 1163 FAX: 03 (3235) 1169  
E-Mail: tominren@tcs.w.tvac.or.jp  
年4回発行 印刷: 前田印刷株式会社

# 令和6年度東京都民生児童委員連合会事業計画・予算

## 1 連絡・調整

委員一人ひとりが生き生きと活動できるように、各地区民児協との密な連絡・調整を行います。また、民児協同士の情報共有・協議の機会等を設けるとともに、全国民生委員児童委員連合会や東京都社会福祉協議会、東京都、地域の関係機関等との緊密な連携を図ります。

- ①協議員総会 [5月・3月]
- ②常任協議員会〔8月を除き毎月1回〕  
年4回ブロック協議を実施し、地域の実情や活動上の課題について情報交換を行います。また年2回オンライン開催をし、災害時等にも対応できる環境整備に努めます。
- ③児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会 [各区市郡支庁にて実施]
- ④区市町村民生児童委員事務担当者連絡協議会 [2回]
- ⑤民生委員・児童委員と局幹部職員との意見交換会 [1回]
- ⑥民生児童委員協議会、社会福祉法人の地域ネットワーク、社協の連携推進のための連絡会等
- ⑦受章祝賀および歳末懇談会 [1回]
- ⑧民生児童委員活動への相談・支援
- ⑨民生児童委員活動資料・情報収集と提供

## 2 企画・運営



本会事業の企画・検討を行う正副会長会や常務委員会をはじめ、都大会で採択される大会宣言案の策定、機関紙の編集等に関する会議を実施します。

- ①正副会長会 [8月を除き毎月1回のほか、随時]
- ②正副会長運営委員会 [必要に応じて随時]
- ③常務委員会 [8月を除き毎月1回]
- ④都民連だより編集委員会 [4回]
- ⑤東京都民生委員・児童委員大会宣言起草委員会 [1回]
- ⑥民生児童委員普及・啓発事業推進委員会
- ⑦活動強化方策推進委員会  
東京版活動強化方策が着実に推進されるために必要な支援について検討・実施するとともに、各区市町村及び都民連における進捗状況を確認します。
- ⑧その他各種企画・運営に関する会合

## 3 研修

都民連主体で行う自主研修と、

東京都・八王子市からの委託で行う受託研修、関係機関・団体主催の研修会へ委員を派遣する派遣研修等を実施します。

- ★自主研修★
- ①事項別部会・主任児童委員部会 [各3回]
- ②都民連役員研修
- ③常任協議員研修会 [1回]
- ④協議員研修会 [協議員総会の後、引き続き実施]
- ⑤民生委員・児童委員生活福祉資金制度研修会 [東社協福祉資金部と共催/1回]
- ★部会活動推進事業★  
民生児童委員の事項別活動ならびに主任児童委員の特性を活かした活動を高め、各地区部会の効果的運営を図るため経費の一部を助成します。
- ★受託研修★
- ①新任民生児童委員研修 [新任民生児童委員を対象に3日間分の研修を4・7・10・1月期の欠員補充期に実施]
- ②現任(1) 民生児童委員研修 [就任2・3年目の民生児童委員対象/10回]  
個別支援活動について取り上げ、傾聴の力を身に付けます。
- ③現任(2) 民生児童委員研修 [就任4年以上の民生児童委員対象/動画配信]  
児童虐待の予防・早期発見に向け、児童委員としてできる取り組みについて考えます。
- ④主任児童委員研修 [動画配信/交流会3回]

## 4 調査・研究・広報

東京都の民生児童委員活動を進める上での課題を明らかにし、活動の一層の充実に向けて、調査・研究・広報に関する各事業を行い、その方策について検討、周知します。

- ①指定民生児童委員協議会事業  
2地区を指定し、東京版活動強化方策に引き付けた取り組みの実践と検証を行います。  
〔今期テーマ・指定地区〕  
〔災害に備える班活動〕大島町  
〔活動環境整備と民児協組織の強化〕

- ⑤会長・副会長研修 [再任会長・副会長対象/6回]  
コロナ後の活動の現状の情報交換、求められる役割・活動について確認することと併せ、児童委員活動の推進について考えます。
- ⑥メンタルヘルス研修 [再任した委員対象/3回]
- ⑦支庁民生児童委員研修 [三宅支庁管内の民生児童委員対象/1回]
- ⑧支庁合同民生児童委員研修 [大島・三宅・八丈・小笠原支庁管内の民生児童委員対象/1回]
- ⑨民生・児童委員協力員研修★  
★派遣研修・協力研修★  
全国民生委員児童委員連合会が実施する全国民生委員児童委員大会や、各種研修会に委員を派遣します。

デジタル機器の活用を通して」立川市

② 民生委員・児童委員活動事例集の作成・配布〔東京都・八王子市から受託〕

③ 民生委員・児童委員活動実績の集計分析〔東京都・八王子市から受託〕

④ 民生委員・児童委員協議会活動実績の集計分析〔東京都・八王子市から受託〕

⑤ 広報活動

○ 機関紙「都民連だより」の発行  
○ 都民連ホームページの運営

民児協活動検索コーナーや現役委員へのインタビュー記事等を随時更新し、委員や行政のみならず、地域住民、関係機関に対し、民生児童委員活動を身近に感じられる情報ツールとして活用されることを目指します。また、動画配信研修の動画の掲載や民生児童委員専用ページには活動の参考になる情報提供なども行います。

⑥ 民生児童委員活動の普及・啓発

○ 「民生委員・児童委員の日」活動強化週間」の取り組み

〔東京都・八王子市から受託〕  
テーマ：みんなでつくるう

地域のつながり 支え合い

・ バス広告（ステッカー）の実施  
・ 一日民生委員・児童委員活動の実施

・ 民生児童委員活動紹介パネル展の実施  
・ 各区市町村民児協におけるパネル展示等の支援

・ 民生児童委員活動普及・啓発グッズの作製・配布

・ 活動強化週間中の各区市町村民児協における普及・啓発活動報告書の作成  
○ ミニジー着ぐるみ貸し出し

## 5 連合公会事業

① 物故民生委員児童委員弔慰等

○ 弔辞・生花の奉呈  
○ 追悼式の挙行

② 全国民生委員互助事業の実施

○ 傷病等見舞い、弔慰  
○ 退任慰労

③ 民生委員・児童委員活動保険の周知・連絡

## 6 協力事業

① 東京都民生児童委員連合会懇話会への運営協力

② 関係機関・団体への委員等派遣および協力等

行政・関係団体等の各種委員会に代表者を派遣し、委員の立場から積極的に意見を述べ、必要な役割を果たします。

## 7 第78回東京都民生委員・児童委員大会の実施

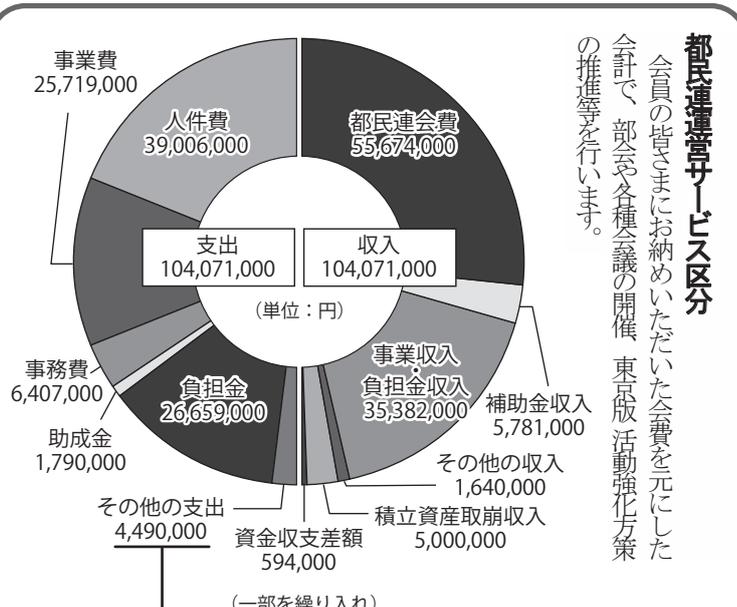
・ 全国民生委員児童委員連合会  
・ 社会福祉法人東京都社会福祉協議会  
・ 社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会  
・ 東京都、行政附属機関・関係機関、その他団体  
・ 東京都共同募金会

## 8 その他

以上のほか、本会の目標達成に必要な事業を行います。

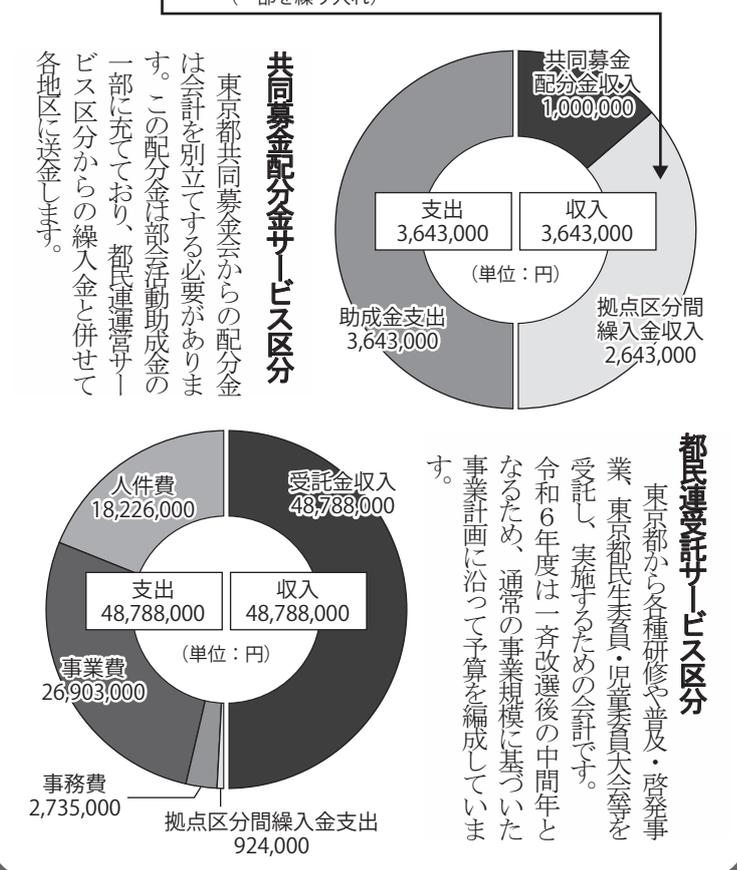
### 都民連運営サービス区分

会員の皆さまにお納めいただいた会費を元にした会計で、部会や各種協議の開催、東京版活動強化方針の推進等を行います。



### 都民連受託サービス区分

東京都から各種研修や普及・啓発事業、東京都民生委員・児童委員大会登壇を受託し、実施するための会計です。令和6年度は二斉改選後の中間年となるため、通常の事業規模に基づいた事業計画に沿って予算を編成しています。



### 共同募金配分金サービス区分

東京都共同募金会からの配分金は会計を別立てする必要があります。この配分金は部会活動助成金の一部に充てられており、都民連運営サービス区分からの繰入金と併せて各地区に送金します。

